

平成 23 年（2011 年）東京電力（株）福島第一・第二原子力発電事故（東日本大震災）について

平成 23 年 7 月 26 日（15:00 現在）
原子力災害対策本部

1. 前回からの主な事象・対応等

○東京電力（株）福島第一原子力発電所

< 1号機関係 >

- ・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7月24日4:28～5:57）
- ・原子炉注水量が3.3m³/hまで低下したため、3.8m³/hに調整（7月24日11:10）
- ・原子炉格納容器への窒素封入について、2, 3号機に供給しているコンプレッサーからの供給に切り替え（7月24日20:00）

< 2号機関係 >

- ・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7月22日5:06～6:02）
- ・原子炉注水量が3.4m³/hまで低下したため、炉注水量を3.8m³/hに調整（7月22日8:43）
- ・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（7月22日16:56～）
- ・原子炉注水量が3.2m³/hまで低下したため、炉注水量を3.8m³/hに調整（7月23日9:35）
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン（約1m³）を注入（7月25日12:29～13:27）
- ・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン（約1.2m³）を注入（7月26日11:15～12:52）

< 3号機関係 >

- ・夜の森線2回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7月21日8:38～14:52）
- ・大熊線2号のしゃ断機停止により、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7月22日7:10～11:50）
- ・タービン建屋屋上開口部の仮屋根の取付作業を実施（7月22日8:30～15:30）
- ・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（7月22日16:53～）
- ・夜の森線2回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7月23日3:24～11:45）
- ・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7月23日4:37～6:08）

< 4号機関係 >

- ・ 機器仮置きプール (DSP) へ水張り (7月20日 11:15~15:39、7月24日 10:37~15:20)

< 5号機関係 >

- ・ 更新情報なし

< 6号機関係 >

- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送 (7月21日 11:00~7月22日 18:00)
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送 (7月23日 11:00~18:00)
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送 (7月24日 11:00~16:00)
- ・ 6号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送 (7月26日 11:00~)

< 使用済燃料共用プール >

- ・ 夜の森線2回線復旧工事のため、冷却を一時停止 (7月21日 8:40~14:41)
- ・ 大熊線2号のしゃ断機停止により、冷却を一時停止 (7月22日 7:10~10:40)
- ・ 夜の森線2回線復旧工事のため、冷却を一時停止 (7月23日 3:46~9:41)
- ・ 7月26日 6:25時点でのプール水温度は 35°C程度

< リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況 >

- ・ 7月21日 8:45~16:00 (コンテナへの収納はなし)
- ・ 7月22日 8:45~16:00 (コンテナ3個分)
- ・ 7月23日 8:45~16:00 (コンテナ4個分)
- ・ 7月24日 8:45~16:15 (コンテナ3個分)
- ・ 7月25日 8:45~16:15 (コンテナ3個分)

< その他 >

- ・ 大熊線2号のしゃ断機停止により、水処理装置が一時停止 (7月22日 7:10~15:37)
- ・ バッファタンクの水位が低下したため、ろ過水タンクからバッファタンクへ補給 (7月22日 17:00~7月23日 11:04)
- ・ 夜の森線2回線復旧工事のため、水処理装置を一時停止 (7月23日 8:45~15:26)。その後、定常流量に到達 (同日 16:27)
- ・ 雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋への滞留水の移送を開始 (7月23日 14:15~19:00)
- ・ 処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送 (7月23日 18:10~19:27)
- ・ 処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送 (7月24日 11:27~15:11)
- ・ 水処理装置のベッセルを交換 (水処理装置の停止なし) (7月24日 12:30~16:35)
- ・ バッファタンクの水位が低下したため、ろ過水タンクからバッファタンクへ補給 (7月24日 17:44~)
- ・ 水処理装置のベッセルを交換 (水処理装置の停止なし) (7月25日 10:29~10:48)

- ・セシウム吸着装置の1系列でポンプが一時停止（7月25日21:35～21:56）。その後、定常流量に到達（同日22:00）
- ・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送（7月26日9:59～）
- ・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7月26日11:37～14:06）

○東京電力(株)福島第二原子力発電所

<1～4号機関連>

- ・更新情報なし

○人的被害

<被ばくの可能性>

- ・7月20日、東京電力は、福島第一原子力発電所における3月及び4月の作業者の内部被ばく線量について、「50mSv超100mSv以下」の作業者は64名であると発表した。
（参考）250mSv超過者の人数：6名（7月16日15:30現在）

<負傷者等の状況>

- ・更新情報なし

○原子力災害対策本部等の対応

【7月21日】

原子力安全・保安院は、7月15日に報告した福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画の見直しを行い、改めて原子力安全委員会に報告し、了承された。

【7月22日】

原子力安全・保安院は、7月21日に原子力安全委員会から了承が得られた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」に基づき、発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価を行い、その結果について、当院に対して報告することを各電気事業者等に対し求めた。

○避難指示

(1) 避難指示

- ・原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議を踏まえ、7月21日に南相馬市の57地点（59世帯）に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、南相馬市に通知。

(2) 警戒区域への一時立入りについて

- ・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

南相馬市	7月	22日, 23日
富岡町	7月	22日, 23日

浪江町	7月	24日, 25日, 26日
双葉町	7月	24日, 25日, 26日
大熊町	7月	24日, 25日, 26日
楢葉町	7月	22日, 23日

・次の市町村で、車の持ち出しを実施。

富岡町	7月	20日
双葉町	7月	20日
大熊町	7月	20日
楢葉町	7月	20日

2. 各プラント等の状況

○東京電力(株)福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町及び双葉町）

(1) 運転状況

1号機（46万kW）（自動停止）

2号機（78万4千kW）（自動停止）

3号機（78万4千kW）（自動停止）

4号機（78万4千kW）（定検により停止中）

5号機（78万4千kW）（定検により停止中、3月20日14:30冷温停止）

6号機（110万kW）（定検により停止中、3月20日19:27冷温停止）

(2) 主なプラントパラメーター（7月26日12:00現在）

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機 (冷温停止)	6号機 (冷温停止)
原子炉圧力* ¹ [MPa]	0.127(A)* ⁵ —(B)* ⁵	0.135(A)* ⁷ —(B)* ⁷	-0.069(A)* ³ 0.001(C)* ³	—	0.113	0.122
原子炉格納容器圧力 (D/W) [kPa]	136.0	136* ⁸	101.6* ⁸	—	—	—
原子炉水温度 [°C]	—	—	—	—	27.0	50.0
原子炉水位* ² [mm]	ダウンスケール(A) -1650(B)* ³	-1850(A)* ³ -2150(B)* ³	-1800(A)* ³ -2100(B)* ³	—	2049	2141
原子炉格納容器内 S/C水温 [°C]	46.2(A) 46.0(B)	51.2(A) 51.1(B)	45.8(A) 46.0(B)	—	—	—
原子炉格納容器内 S/C圧力 [kPa]	115	ダウンスケール* ⁴	184.6	—	—	—
使用済燃料プール 水温度 [°C]	* ⁴	33.0	30.8	83~85* ⁶	28.3	40.5

備考 (データ採取時間)	7/26 11:00 現在の値	7/26 11:00 現在の値	7/26 11:00 現在の値	7/25 16:00 現在	7/26 12:00 現在の値	7/26 12:00 現在の値
-----------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------	--------------------	--------------------

- * 1 : 絶対圧に換算
- * 2 : 燃料頂部からの数値
- * 3 : 状況推移を継続確認中
- * 4 : 計器不良
- * 5 : 6月4日11:00より、仮設計器の値をA系に代表して記載
- * 6 : 仮設の熱電対の測定値
- * 7 : 6月24日20:00より、仮設計器の値をA系に代表して記載(参考値)
- * 8 : 7月16日5:00より、データ記載計器を変更

○東京電力(株)福島第二原子力発電所

(1) 運転状況

- 1号機 (110万kW) (自動停止、3月14日17:00冷温停止)
- 2号機 (110万kW) (自動停止、3月14日18:00冷温停止)
- 3号機 (110万kW) (自動停止、3月12日12:15冷温停止)
- 4号機 (110万kW) (自動停止、3月15日7:15冷温停止)

(2) 主なプラントパラメーター (7月26日12:00現在)

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉圧力*1 [MPa]	0.14	0.09	0.12	0.16
原子炉水温度 [°C]	24.9	24.7	28.5	26.5
原子炉水位*2 [mm]	8346	8246	8196	8246
原子炉格納容器内 S/C水温 [°C]	27	28	28	29
原子炉格納容器内 S/C圧力 [kPa]	105	105	110	107
備考 (データ採取時間)	7/26 12:00 現在の値	7/26 12:00 現在の値	7/26 12:00 現在の値	7/26 12:00 現在の値

- * 1 : 絶対圧に換算
- * 2 : 燃料頂部からの数値

3. 避難指示

(1) 避難指示 (7月26日現在)

- ・ 3月11日 東電福島第一発電所の半径3km圏内の避難、3km~10km圏内の屋内退避
- ・ 3月12日 東電福島第一発電所の半径10km圏内の避難

- ・ 3月12日 東電福島第二発電所の半径 3km 圏内の避難、3km～10km 圏内の屋内退避
- ・ 3月12日 東電福島第二発電所の半径 10km 圏内の避難
- ・ 3月12日 東電福島第一発電所の半径 20km 圏内の避難
- ・ 3月15日 東電福島第一発電所の半径 20～30km 圏内の屋内退避
- ・ 4月22日 東電福島第一原発から半径 20km から 30km 圏内に設定されていた屋内への退避を解除するとともに、計画的避難区域（葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、東電福島第一原発から半径 20km 圏内の地域を除く）及び緊急時避難準備区域（広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部。ただし、東電福島第一原発から半径 20km 圏内の地域を除く）を設定
- ・ 6月16日 原子力災害対策本部は、原子力安全委員会の意見も聴いて、「事故発生後1年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」を定めた。この対処方針に基づき、国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて、除染が容易ではない年間 20mSv を超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、該当する住民の方に対して注意喚起、避難の支援や、促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。
- ・ 6月30日 原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議を踏まえ、伊達市の 104 地点（113 世帯）に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、伊達市に通知。

(2) 警戒区域への一時立入りについて（7月26日現在）

- ・ 次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

川内村	5月	10日, 12日
葛尾村	5月	12日
田村市	5月	22日
南相馬市	5月	25日, 27日
	6月	7日, 8日, 14日, 15日, 18日, 19日, 28日, 29日
	7月	6日, 7日, 14日, 15日, 22日, 23日
富岡町	5月	25日
	6月	6日, 7日, 8日, 9日, 14日, 15日, 18日, 19日, 28日, 29日
	7月	6日, 7日, 14日, 15日, 22日, 23日
浪江町	5月	26日, 27日
	6月	4日, 5日, 11日, 12日, 21日, 22日, 25日, 26日
	7月	1日, 2日, 9日, 10日, 16日, 17日, 24日, 25日, 26日
双葉町	5月	26日, 27日
	6月	6日, 9日, 11日, 12日, 21日, 22日, 25日, 26日
	7月	1日, 2日, 9日, 10日, 16日, 17日, 24日, 25日, 26日
大熊町	6月	4日, 5日, 6日, 9日, 11日, 12日, 21日, 22日, 25日, 26日
	7月	1日, 2日, 9日, 10日, 16日, 17日, 24日, 25日, 26日
楡葉町	6月	6日, 7日, 8日, 9日, 14日, 15日, 18日, 19日, 28日, 29日
	7月	6日, 7日, 14日, 15日, 22日, 23日

- ・ 次の市町村で、車の持ち出しを実施。

川内村	6月	1日
-----	----	----

葛尾村	6月	2日
田村市	6月	2日
南相馬市	6月	1日, 17日
	7月	3日, 11日, 19日
富岡町	6月	17日, 24日
	7月	4日, 12日, 19日, 20日
浪江町	6月	2日, 17日
	7月	3日, 11日, 19日
双葉町	6月	2日, 24日
	7月	4日, 12日, 20日
大熊町	6月	2日, 24日
	7月	4日, 12日, 19日, 20日
檜葉町	6月	24日
	7月	4日, 12日, 20日

4. 出荷制限・摂取制限品目 (7月26日現在)

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	<p>○原乳（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、桑折町、棚倉町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村※¹、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津若松市、天栄村、柳津町、昭和村、金山町、只見町、昭和村、檜枝岐村、玉川村）</p> <p>○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○カブ（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、</p>	<p>○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p> <p>○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※¹、南相馬市※²、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）</p>

	<p>富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村)</p> <p>○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市^{※1}、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村^{※1}、施設で原木栽培されたもの：伊達市、本宮市、新地町)</p> <p>○たけのこ（伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村)</p> <p>○くさそてつ（こごみ）（福島市、桑折町)</p> <p>○牛^{※3}</p> <p>○うめ（福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町)</p> <p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域)</p> <p>○ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖、檜原湖、小野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬川（酸川との合流点から上流部分に限る）、阿武隈川（支流を含む）、真野川（支流を含む）)</p> <p>○ウグイ（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む）)</p> <p>○アユ（養殖を除く）（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む）、新田川（支流を含む）)</p>	<p>○しいたけ（露地で原木栽培されたもの：飯館村)</p> <p>○イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域)</p>
茨城県	○茶（全域）	
栃木県	○茶（鹿沼市、大田原市、栃木市）	
群馬県	○茶（桐生市、渋川市）	
千葉県	○茶（野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市、大網白里町）	
神奈川県	○茶（相模原市、南足柄市、小田原市、中井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村）	

※1：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域に限る

※2：福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

※3：県外への移動（12 月齢未満の牛のものを除く）及びと畜場への出荷を制限

※平成 23 年 7 月 19 日までの「平成 23 年（2011 年）東京電力（株）福島第一・第二原子力
発電所事故（東日本大震災）について」はこちら

<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201107192000genpatsu.pdf>